

寒川町告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和 40 年寒川町規則第 1 号）第 57 条の 3 第 3 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 1 日

寒川町長 木村 俊雄

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理者に納付させる歳入の種類  
寄附金（インターネットを利用して納付されるもの）
- 3 指定期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日